


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則	
件名	東大和市ふれあい広場運営者選定委員会設置要綱について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>市では、玉川上水駅商業施設内の区画の一つを借用し、市の情報発信、にぎわいの創出等を図るため、東大和市ふれあい広場を設置する。</p> <p>その活用方法については、東大和市玉川上水駅前施設活用検討委員会の検討結果を踏まえ、運営者を公募により選定することとした。</p> <p>この東大和市ふれあい広場の運営者選定の公平性及び透明性を確保するため、東大和市ふれあい広場運営者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する要綱を制定した。</p> <p>（要綱の主な内容）</p> <p>(1) 所掌事務 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。 ①東大和市ふれあい広場運営者募集要項に基づき提出されたすべての応募者の審査を行い、運営者候補者の選定を行うこと。 ②その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 構成 ①委員会は、副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、子ども生活部長、福祉部長及び社会教育部長の職にあるものをもって組織する。 ②市長は、特に必要と認めるときは、前項の委員に加え、臨時の委員を置くことができる。 ③委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。</p> <p>(3) 庶務 委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。</p> <p>(4) 施行日 平成26年12月12日（市長決裁日）</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 東大和市玉川上水駅前施設活用検討委員会検討結果を市長へ報告 （平成26年12月8日、市長決裁）</p> <p>(2) 東大和市ふれあい広場運営者の公募 （平成26年12月16日、東大和市公式ホームページに掲載）</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>応募書類の提出期限平成27年1月22日（木）以降、速やかに委員会の会議を開催したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。